

令和7年9月5日

タクシーの運賃改定について、審査を開始します。

～千葉地区（旧千葉県A地区及び旧千葉県B地区）の運賃改定について～

本年6月26日に、千葉地区（旧千葉県A地区及び旧千葉県B地区）のタクシー事業者より、最初の運賃改定の要請（申請）があり、地域の車両数の50%を超える要請（申請）がありました。このため、運賃改定の要否判定を行ったところ、実績年度における適正利潤込収支率が100%を下回り、値上げが必要との判定になったことから、運賃改定の審査を行うこととなりました。

現在、千葉地区は、旧千葉県A地区と旧千葉県B地区でそれぞれ異なる運賃が適用されておりますが、今回の運賃改定により一本化を図る予定であり、今後、地域内の標準的な事業者の選定を行い、原価計算を行ったうえで、改定率を算出し、値上げ後の運賃を公示することとしております。

1. 運賃改定の要請（申請）内容
別紙のとおり
2. 運賃適用地域
別添のとおり

【参考】過去の運賃改定状況

○千葉地区（旧千葉県A地区）

令和5年10月20日公示 令和5年11月20日実施 改定率10.03%

○千葉地区（旧千葉県B地区）

令和5年10月20日公示 令和5年11月20日実施 改定率11.10%

【問い合わせ先】

関東運輸局 自動車交通部 旅客第二課 調査運賃係
電話：045-211-7246（直通）

1. 要請(申請)期間 令和7年6月26日～令和7年9月25日(受付期間:3ヶ月間)

2. 要請(申請)状況

要請(申請)事業者数	要請(申請)事業者の車両数	
	特定大型車	普通車
法人	15 両	4,931 両
者	3 両	4,931 両
計(A)	4,931 両	

地区全体の車両数(B)	5,565 両
-------------	---------

要請(申請)車両数割合 (A÷B)×100	88.61 %
--------------------------	---------

3. 要請(申請)における所要増収率 10.1%～25.9%

4. 要請(申請)運賃概要

車種区分	距離制運賃						時間制運賃						
	初乗			加算			初乗			加算			
	距離	額	距離	額	時間	額	時間	額	時間	額	時間	額	
普通車	1	0.915 km ～0.98	500 円	190 m ～207	100 円	70 秒 ～95	100 円	30 分	4,200 円 ～4,600	30 分	4,200 円 ～4,600	30 分	4,200 円 ～4,600
	2	1.0 km ～1.05	500 円	200 m ～221	100 円	60 秒 ～90	100 円	30 分	3,900 円 ～4,350	15 分 ～30	2,000 円 ～4,350	30 分	2,000 円 ～4,350
	3	1.05 km	600 円	217 m	100 円	80 秒	100 円	30 分	4,300 円	30 分	4,300 円	30 分	4,300 円
	4	1.155 km ～1.174	600 円	199 m ～206	100 円	75 秒	100 円	30 分	4,350 円 ～4,400	30 分	4,350 円 ～4,400	30 分	4,350 円 ～4,400
	5	1.205 km ～1.259	600 円	207 m ～217	100 円	80 秒 ～85	100 円	30 分	4,050 円 ～4,250	30 分	4,050 円 ～4,250	30 分	4,050 円 ～4,250

○参考(現行運賃)
千葉地区(旧千葉県A地区)

車種区分	距離制運賃						時間制運賃					
	初乗			加算			初乗			加算		
	距離	額	距離	額	時間	額	時間	額	時間	額	時間	額
普通車	1.155 km	500 円	239 m	100 円	90 秒	100 円	30 分	3,680 円	30 分	3,680 円	30 分	3,680 円

千葉地区(旧千葉県B地区)

車種区分	距離制運賃						時間制運賃					
	初乗			加算			初乗			加算		
	距離	額	距離	額	時間	額	時間	額	時間	額	時間	額
普通車	1.155 km	500 円	244 m	100 円	90 秒	100 円	30 分	3,700 円	30 分	3,700 円	30 分	3,700 円

5. 現行運賃改定
令和5年10月20日公示(令和5年11月20日実施)

運賃適用地域	適用地域(営業区域)	市町村名
千葉地区	京葉交通圏	市川市、船橋市、習志野市、鎌ヶ谷市、八千代市及び浦安市
	東葛交通圏	松戸市、柏市、流山市、野田市及び我孫子市
	千葉交通圏	千葉市及び四街道市
	北総交通圏	佐倉市、成田市、香取市、八街市、印西市、富里市、白井市、印旛郡酒々井町、栄町、香取郡多古町、神崎町、東庄町及び山武郡芝山町
	東総交通圏	銚子市、匝瑳市及び旭市
	山武・東金交通圏	東金市、山武市、大網白里市及び山武郡九十九里町、横芝光町
	市原交通圏	市原市
	外房交通圏	茂原市、勝浦市、いすみ市、長生郡一宮町、睦沢町、白子町、長柄町、長南町、長生村及び夷隅郡御宿町、大多喜町
	南房交通圏	木更津市、君津市、袖ヶ浦市、富津市、鴨川市、館山市、南房総市及び安房郡鋸南町